

費用負担区分表

(1) 指定管理者が負担する施設及び設備に係る保守点検業務等

項目	内容等	区分	対象
消防設備等及び防火対象物点検業務	年 2 回 (6 か月に 1 回)	法定	市民交流 センター
自家用電気工作物保安管理業務	毎月 1 回		
地下貯蔵タンク配管保守点検業務	年 1 回		
プールボイラー保守点検業務	年 1 回		
自動扉保守点検業務	年 4 回	法定外	
空調設備保守点検業務	年 2 回		
プールろ過装置保守点検業務	年 2 回		
音響設備保守点検業務	年 2 回		

※ 法定外については、関係法令等で実施が義務付けられた業務ではないが、施設の管理運営上必要であるため、指定管理者は必ず実施しなければならないものとする。

(2) 施設、設備及び備品等に係る修繕、補修費

施設、設備及び備品等が破損若しくは損耗等した場合に、1 件につき 2 0 万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）未満の修繕、補修等については、指定管理者が負担するものとする。1 件につき 2 0 万円以上の修繕費が見込まれる場合には、教育委員会と指定管理者との間で協議すること。

負担者	区 分	具体例
教育委員会	・ 主要構造部 ・ 主要設備	・ 室内塗装、外壁張替・塗装 ・ 屋根葺替・塗装 ・ 暖房機取替 ・ 給排水、電気、ガス施設
指定管理者	・ 小破損修繕 ・ 不注意や不具合の放置等による汚損	・ 上記以外のもの